

「ミーナネット」 利用までの流れ

令和2年10月1日作成

① 対象者（家族）への説明

- ・かかりつけ医（医科・歯科）
- ・ケアマネジャー
- ・訪問看護師 など

・かかりつけ医とケアマネジャー等で、事前に「ミーナネット」を利用することの確認を済ませてから、対象者（家族）へ説明する。

② 同意書の記載

- ・対象者（家族）

・同意書は、同意所得者と対象者（家族）が、1枚ずつ保管する。

③ 患者登録と支援チーム登録

- ・対象者（家族）より同意を取得した人

・対象者と支援チームを登録する。
・「ミーナネット」に参加していない事業所へは、参加を促す。
・同意書を画像ファイル又はPDFファイルでアップロードする。

④ 支援チームに連絡

- ・対象者（家族）より同意を取得した人

・支援チームを登録し、加わった全事業所へ、登録完了と情報共有開始を連絡する。

支援チームによる情報共有スタート

※登録できる対象者条件・・・南知多町民又は町内の医療機関又は介護保険サービス事業所等で支援を受けている方が対象です。

※参加できる事業所条件・・・上記の対象者に関わる医療機関、介護保険サービス事業所等で、かつ、広域連携を行っている市町村の電子@連絡帳に登録のある事業所が対象です。

※運営管理者は南知多町であり、登録患者や支援チームの把握・管理や各種相談に応じます。

※対象者の死亡等による支援の中止の際には、同意取得者の方が、登録患者の「支援中止」を行ってください。

【お問い合わせ先】 南知多町地域包括支援センター
電話 0569-64-3265